1 2	農地耕作条件改善事業関係

# (1) 農地耕作条件改善事業の仕組みについて教えてください。

# 事業の目的

農業競争力の強化を図り、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えるため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い 手への農地集積・集約化を推進するとともに稲作等から高収益作物への転換、先 進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策について支援します。

# 事業の内容

主な実施内容は以下のとおりです。

# (1) 基盤整備(定率助成)

ハード事業	ソフト事業
農業用用排水施設	条件改善促進支援
(新設、廃止、変更)	
暗渠排水	指導
土層改良	高収益作物導入支援
区画整理	機構集積推進費
農作業道等	高収益作物導入促進費
農地造成	高収益作物導入推進費
農用地の保全	
営農環境整備支援	
管理省力化支援	
スマート農業導入支援	
粗放的農地利用整備	

## (2)基盤整備(定額助成)

ハード事業	ソフト事業
区画拡大	条件改善推進費
暗渠排水	髙収益作物転換推進費
湧水処理	新植・改植等支援
末端畑地かんがい施設	園芸作物モデル産地形成支援
(新設、廃止、変更)	
客土	
除礫	
更新整備(用水路、排水路、農作業	
道、畦畔、排水口)	
畑作転換工(額縁排水溝、酸度矯正)	
病害虫対策	

## 実施区域

事業の実施区域は(2)から(4)の場合を除き、(1)に掲げる区域であること。

- (1) 農振農用地のうち、地域計画を策定した区域 ただし、次に掲げる区域で行うものついてはこの限りでない。
  - ア 生産緑地地区等であって、生産した農産物を直売所等で販売することにより、地元での消費の促進に寄与しているような農地が受益地内にあること
  - イ 原子力被災 12 市町村のうち実質化された人・農地プランの対象地域
- (2) 地域特産物等の病害虫の発生予防・まん延防止に資する土層改良、排水対策等を実施する事業の実施区域は、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第31条の規定に基づく発生予察事業による病害虫に係る警報、注意報又は特殊報が発表された地域の農地とする。

- (3) 水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業の実施区域は、(1) 又は(2) に定める区域のうち、以下に掲げるいずれかの流域治水対策を実 施する区域であるものとする。
  - ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年 度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの
  - イ 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される 見込みの水系で実施するもの
  - ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に 位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの
- (4) 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する事業の 実施区域は、(1) 又は(2) に定める区域及び当該区域と一体的に農地と して利用されている周辺区域とする。
- (5) ソフト事業については原則としてハード事業の受益地内を事業の実施区域とする。

ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次に定める区域を事業の実施区域と することができる。

- ア 国費が投じられている別の事業(以下「関連事業」という。)の受益 地内にハード事業の受益地がある場合は、関連事業の受益地内
- イ 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、(3)に定める区域内

#### 実施要件

#### 【基本要件】

- (1) 農地中間管理機構との連携概要を作成し、機構との連携を行うこと ただし、次に掲げる事業はこの限りでない。
  - ア 病害虫対策型又は水田貯留機能向上支援のみを実施する事業
  - イ 生産緑地等において実施する事業
- (2) 農地耕作条件改善計画を作成すること
- (3) ハード事業の事業費 200 万円以上
- (4) 受益者が農業者2者以上

#### 【個別要件】

- (1) 高収益作物転換等支援を実施する場合 ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に 転換すること。
- (2) スマート農業導入支援を実施する場合 次のとおりとする。
  - ア 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施するものであること。
  - イ 先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の 認定を受けていること。
- (3) 高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合 高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高 収益作物への転換面積の割合が30%以上となること。
- (4) 高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合 交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象 とならない農地となること。
- (5)機構集積推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費については、重複して交付を受けることはできない。

# 事業実施主体

農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体、農業法人、多面的機能支払交付金活動組織等。

# 補助率

①定率の場合

国 50(55)%、県 14%、その他 36(31)%

# ②水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する事業の場合 国 50(55)%、県 21%、その他 29(24)%

※ ( ) は中山間地域の場合

# ②定額の場合

工種	助成単価	備考
田畑の区画拡大	25 万円/10a	高低差 10cm 超(表土扱い有)
	42 万円/10a	水路の変更(管水路等)を伴う場合
暗渠排水	19 万円/10a	バックホウ工法(表土扱い有)の場合
	12 万円/10a	トレンチャ工法(表土扱い有無)の場合
	10.5 万円/10a	掘削同時埋設工法の場合
湧水処理	20.5万円/100m	表土扱い有の場合
	18.5 万円/100m	表土扱い無の場合
末端の畑地かんがい	18.5 万円/10a	普通畑の場合
施設	29 万円/10a	樹園地の場合
	2.0 万円/1 箇所	給水栓設置のみ
客土	26 万円/10a	
除礫	23.5 万円/10a	
用水路の更新	12.5 万円/10m	
排水路の更新	22 万円/10m	
農作業道	11.5 万円/10m	
畦畔	14.5 万円/100m	
排水口	4万円/箇所	
額縁排水溝	1.5 万円/100m	
酸度矯正	0.5 万円/10a	
反転耕	28 万円/10a	
混層耕	2 万円/10a	
堆肥施用	2万円/10a	
明渠排水	1.5 万円/100m	

※事業完了時までに担い手(地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であって、次に定める基準のいずれかを満たす経営体をいう。

ただし、生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号)第 3 条第 1 項に基づく生産緑地地区又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条に基づく市街化調整区域のうち地方公共団体の条例等により農用地の適正な保全が図られている区域で実施する場合は、その限りでない。

なお、目標地図に位置付けられた者には、原子力被災 12 市町村にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含むものとする。

- (1) 認定農業者であること。
- (2) 認定新規就農者であること。
- (3)集落営農組織であること。
- (4) 市町村基本構想水準到達者であること。
- (5) その他担い手として育成すべきであると市町村長が認めた者であること。

# 機構集積推進費について

地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合に農家負担を軽減し、 集積・集約化を図ることを目的とする。

## 【交付対象】

生産基盤整備事業(定率助成のハード事業)

## 【交付要件】

機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。(なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。)

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地について、機構が 農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は農業の経営若しくは農作 業の委託を受けていること。

- イ 事業対象農用地について機構が本事業の申請日において有する農地中間 管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を 受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が 15 年以上であること。
- ウ 事業対象農用地は、5ヘクタール未満かつ地域計画内において担い手に 集積し国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地面積の3分 の1以下となること。
- エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。
- オ 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20パーセント以上向上すること。

ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。

- (ア) 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。
- (イ) 生産コストが 20 パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを 満たすこと。
  - ① 米の生産コストが 60 キログラム当たりおおむね 9,600 円を下回ることが見込まれること。
  - ② 作物生産額(主食用米を除く。以下同じ。)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。
  - ③ 受益面積の3割以上の作付けを麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、 当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。

#### 【交付上限額】

ハード事業の総事業費に12.5%を乗じた額

## 留意事項

## 【農地耕作条件改善計画の策定】

事業を実施しようとする場合、「農地耕作条件改善計画」を地区毎に作成する必要があります。

なお、次に定める場合は附帯計画を併せて作成します。

- (1)以下の(2)から(6)に該当しない内容を実施する場合、附帯計画として地域内農地集積促進計画を作成。
- (2) 高収益作物転換等支援又は高収益作物への転換に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、高収益作物転換促進計画を作成。
- (3) スマート農業導入支援又はスマート農業導入に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、スマート農業導入推進計画を作成するものとする。
- (4) 病害虫対策を実施する場合は、附帯計画として、病害虫対策計画を作成。
- (5) 水田貯留機能向上支援を実施する場合は、附帯計画として、水田貯留機能 向上計画を作成。
- (6) 土地利用調整支援を実施する場合は、附帯計画として、土地利用調整計画を作成。
- (7) 定率助成の事業種類の欄の(3) 又は(9) により共同利用機器の導入を 実施する場合は、附帯計画として共同利用機器導入計画を作成。
- (8)機構集積推進費の交付を受けようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、機構集積推進実施計画を作成。